



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

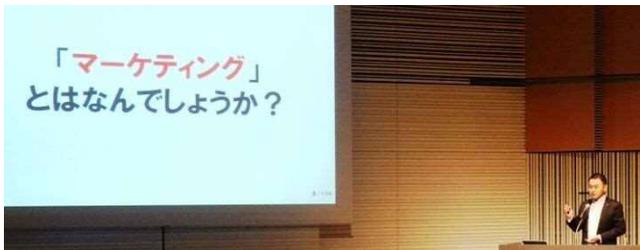
確定申告の初日提出ご協力のお願い

今年も所得税確定申告の季節がやってまいりました。

柳澤会計では今年も2月18日の「受付初日提出」を目標に取り組んでおります。ご多忙の中恐れ入りますが皆さまのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



2019経営革新新春セミナーのお礼



新春恒例となりました「経営革新新春セミナー」を1月24日（木）に開催いたしました。

第1部はプルデンシャル生命コンサルティングプランナー矢崎高広様をお招きし、『自分らしく自社らしく売上が上がり続ける仕組みを創る！』と題しまして、売上アップを計るため、戦略的に

マーケティングを活用する方法についてご講演いただきました。

「マーケティングとは何ですか?」。聞き慣れた言葉ではあるものの、実際にそれを経営に生かしていくにはどのような方法があるのかと聞かれたら、すぐに具体例を挙げることは難しいと思われる方が多いのではないのでしょうか。今回は、マーケティングを活用することの重要性とその具体例についてご自身のご経験を交えながら楽しくご解説いただき、初めてマーケティングに触れる方にも分かりやすい内容をご講演いただきました。

また経営だけでなく、ご家族やご友人など身近な対人関係においてもマーケティングの考え方をを使って円滑なコミュニケーションを図ることが出来る



という、日常にもすぐに役立つ情報もあり皆さま興味深く受講いただけたのではないかと思います。

第2部は弊社税理士唐木田より平成31年度税制改正(案)と、今年10月より始まる消費税増税に伴う軽減税率制度についての講演となりました。弊社では今号より数回に渡り消費税増税の話題を取り上げる予定です。次ページはその初回特集記事となりますので、貴社におかれまして増税へのご準備を順次ご検討お願い申し上げます。

消費税増税前の事前準備①

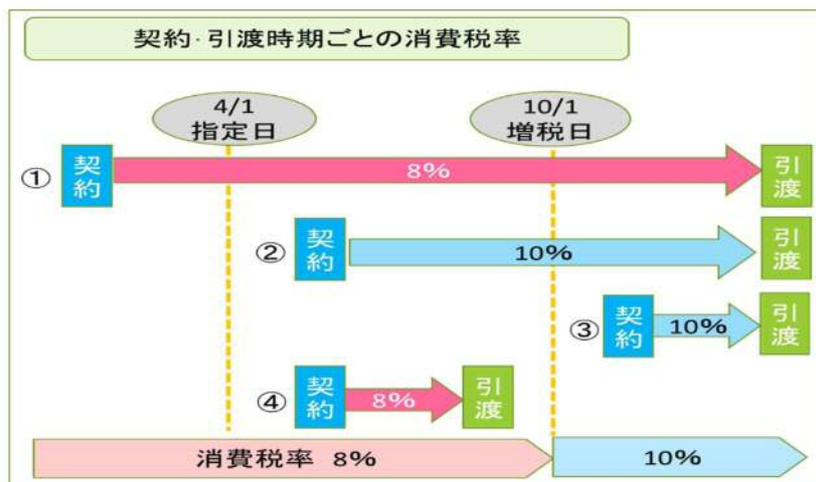
消費税の増税が2019年10月1日より予定されています。そこでここでは特集記事といたしまして、増税前に押さえておきたいポイントを確認していきます。

1. 税率改正に伴う経過措置の確認（工事の請負等に係る契約に関する経過措置）

建設工事のように、契約をしてから引渡しとなるまでが長期に渡る取引については、以下のような経過措置が定められています。金額の影響も大きいので、契約時には注意が必要です。

原則 > 引渡し時の消費税率での計算

経過措置 > 法の定める指定日（2019年4月1日）の前日までに契約した請負工事では消費税増税後の引渡しでも消費税率は8%となります。



2. 区分記載請求書等保存方式

2019年10月からは増税に伴い食品等については軽減税率が導入されますので、請求書の記載についても対応した形式「区分記載請求書等保存方式」への変更、レジや請求書システムの改修が必要となります。軽減税率制度の導入によって消費税の仕入税額控除を適用するための保存書類が以下の通り変更されます。

現行 > 『取引の事実を記載した帳簿』 + 『請求書等』の保存

改正後 > 『区分経理に対応した帳簿』 + 『区分記載請求書等』の保存

◎ 「区分記載請求書」の記載事項は次のとおりです。

- ・発行者の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引の内容
- ・受領者の氏名又は名称
- ・(追加) 軽減税率の対象品目である旨（「※」印等をつけることにより明記）
- ・(追加) 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

※ 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、売り手と買い手の双方が、何が軽減税率適用対象の商品かわかるのであれば、「※」印等を付す方法以外にも、例えば、適用税率ごとに請求書を分け、それぞれの請求書に税率を明記する方法なども認められます。

※新たに追加された2項目の記載がない「区分記載請求書」を受け取った場合、受領者は取引の事実に基づいて「区分記載請求書」に追記することができます。

※免税事業者も「区分記載請求書」を交付することができます。

「区分記載請求書」 (イメージ)

請求書	
〇〇御中	
□月分	21,800円 (税込)
□月1日	牛肉 2kg ※ 5,400円
□月8日	割りばし 4組 5,500円
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円)
	(8%対象 10,800円)
△△(株)	
「※」は軽減税率対象であることを示します。	

税金・会計 Q&A

Q 医療費を多く支払った場合、税金が戻ってくる？

個人で1年の間に多額な医療費を支払った場合、所得税の確定申告をすることによって、税金（所得税）が戻ってくる場合があります。

1. 医療費控除

一定額以上の医療費を年間で支払った場合に、所得税の確定申告をすることによって、納めた税金（所得税）の一部が戻ってくる場合があります。これを「医療費控除」といいます。



2. 医療費の合計が10万円を超えると控除が受けられます！

医療費控除の対象になる金額は、支払った医療費から保険金などで補填された額から10万円を引いた額となり、上限が200万円となります。ただし、総所得が200万円以下の人の場合には、10万円の代わりに総所得の5%を引いた額となります。



3. 医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象になる医療費は、「治療を目的とした医療費」です。「予防を目的とした医療費」は、対象になりません。また、医療機関に通院や入院をするための交通費のうち、バスや電車などの公共交通機関によるものは、医療費控除の対象となります。タクシーの利用は、急を要しているケースや電車やバスの利用ができない場合のみ認められ、申告の際に領収書の添付が必要となります。

Q 医療費控除の対象になるもの、ならないもの

医療費控除の対象になるかならないかは、上記に記載した通り、原則、「治療を目的とした医療費」かどうかという点で判定します。

1. 対象となる医療費等

- ・ 医師又は歯科医師による診療又は治療や病院等への入院費
- ・ 治療又は療養に必要な医薬品の費用
- ・ 治療に必要な松葉杖など、医療器具の購入費用
- ・ 通院に必要な交通費（公共交通機関及び一定の場合のタクシー代）
- ・ 歯の治療費（保険適用外の費用を含む）、子供の歯列矯正費用
- ・ 治療のためのリハビリ・マッサージ費用
- ・ 介護保険の対象となる介護費用 など



2. 対象にならない医療費等

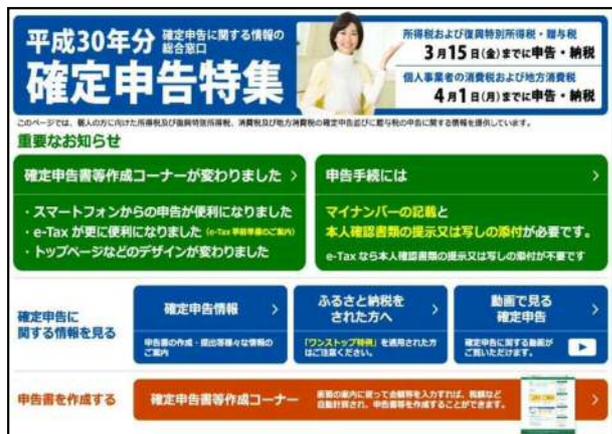
- ・ 人間ドックなど健康診断の費用
(病気が発見され、治療をした場合は対象になります。)
- ・ 予防注射の費用
- ・ 美容整形の治療費用
- ・ 漢方薬やビタミン剤の費用
- ・ マイカー通院のガソリン代や駐車料金



(橋本健治)

平成30年分 所得税 確定申告（国税庁HP）

平成30年分の所得税の確定申告について、国税庁のホームページに「確定申告特集」と「確定申告書等作成コーナー」が設けられています。



【確定申告特集】

確定申告特集では、申告・納税の期限のほか、申告書の作成・提出の方法や納税の方法など、確定申告に関する情報を紹介しています。

前号でもお伝えしましたスマホ申告に関する情報や、税制の改正点、問い合わせの多い事項の紹介などが掲載されています。

また動画による確定申告の解説コーナーもあります。住宅ローン控除や医療費控除を受ける場合なども解説されています。

【確定申告書等作成コーナー】

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。作成した申告書等はe-Tax（電子申告）を利用して提出することができます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

ご自身で確定申告書を作成される際、ぜひこのコーナーをご活用ください。

(北原隆幸)



職員コラム ～ 年男・年女 ～

澤野 美雪

何気なく使っている言葉。改めてその言葉の意味を調べてみると、知らなかった事実がでてきます。

お正月になると、よく耳にする「年男・年女」という言葉。生れた十二支の年を迎えた男女のことをいい、「満年齢」で数えるそうです。生まれたときを0歳、誕生日がくるごとに年齢を重ねていく数え方のことです。つまり、初めての年男・年女は12歳になる年に迎えます。



その年の干支生まれの人＝年男・年女という認識でいた私は、少しだけ誤った覚え方をしていたことに気づかされました。

歳の数え方として、満年齢以外にも「数え年」がありますが、数え年は満年齢というところの0歳がなく、生まれたときを1歳と数えはじめ、年が明けたら年齢をひとつ重ねる数え方です。この数え年を用いて数えるのが厄年の年齢です。男性では満年齢で24歳と60歳のとき、女性では満年齢で38歳と60歳のときに、年男・年女と厄年が重なるために混合してしまう方もいらっしゃるのではないかと思います。

